



# 島根県報

平成18年 5 月 2 日 (火)  
第 1,773 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者福祉課)	1
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	1
土地改良区の定款変更の認可	( " )	2
土地改良事業変更施行の認可	( " )	2
島根県漁業近代化資金利子補給交付要綱の一部改正	(水産課)	3
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	( " )	4
公有水面埋立ての免許	(漁港漁場整備課)	4
浸水想定区域の指定	(河川課)	5
兼用工作物管理協定の成立	( " )	5

### 選管告示

不在者投票を行うことができる施設の名称の変更		6
------------------------	--	---

## 告 示

### 島根県告示第547号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成18年 5 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社 アダチ	居宅介護支援センター しんじ	松江市宍道町佐々布2270番地 2	平成18年 5 月 1 日
有限会社 増野教材店	居宅介護支援事業所 ファイン	益田市あけぼの西町14 - 7	平成18年 5 月 1 日

### 島根県告示第548号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年 5 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

那賀郡弥栄村土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 田野島正徳 浜田市弥栄町三里口292番地
- 村上 忠登 浜田市弥栄町木都賀イ844番地
- 小笹 忠重 浜田市弥栄町栃木566番地
- 栗栖 一雄 浜田市弥栄町木都賀イ1096番地17
- 阿郷 久 浜田市弥栄町大坪389番地
- 野村 一男 浜田市弥栄町野坂505番地
- 牛尾 友幸 浜田市弥栄町小坂190番地 1

監事

- 日原 豊 浜田市弥栄町栃木801番地 1
- 栗栖 卓三 浜田市弥栄町木都賀イ632番地 8

2 就任年月日

平成18年3月2日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

- 田野島正徳 浜田市弥栄町三里口292番地
- 村上 忠登 浜田市弥栄町木都賀イ844番地
- 小笹 忠重 浜田市弥栄町栃木566番地
- 栗栖 一雄 浜田市弥栄町木都賀イ1096番地17
- 阿郷 久 浜田市弥栄町大坪389番地
- 野村 一男 浜田市弥栄町野坂505番地
- 牛尾 友幸 浜田市弥栄町小坂190番地 1

監事

- 日原 豊 浜田市弥栄町栃木801番地 1
- 栗栖 卓三 浜田市弥栄町木都賀イ632番地 8

島根県告示第549号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松江市土地改良区の定款変更を平成18年4月24日付  
けで認可した。

平成18年5月2日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第550号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地  
改良事業の変更施行を認可した。

平成18年5月2日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	認可年月日
安来市土地改良区	金原上地区区画整理事業（基盤整備促進事業）	平成18年4月18日

島根県告示第551号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱（平成13年島根県告示第267号）の一部を次のように改正する。

平成18年 5 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

別表第 2 中

年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
		年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.4%	年0.4%

を

年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.05%	年0.85%	年1.05%	年1.05%	年0.85%
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年0.45%	年0.45%
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年0.45%	年0.45%
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
		年1.25%	年0.45%	年0.45%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.45%	年0.45%

に改

める。

附 則

- 1 この告示は、平成18年5月2日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の規定は、平成18年5月2日以後に貸し付けられた別表第1の左欄に掲げる資金（以下「島根県漁業近代化資金等」という。）について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

島根県告示第552号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

平成18年5月2日

島根県知事 澄 田 信 義

第5条第2号中「1.8パーセント」を「2.0パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成18年5月2日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成18年5月2日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第553号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成18年5月2日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 免許年月日  
平成18年4月25日
- 2 免許受人  
松江市殿町1番地  
島根県 代表者 島根県知事 澄田信義
- 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
  - (1) 埋立区域
    - ア 位置  
大田市静間町字和江1642番2地先公有水面
    - イ 区域  
次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と7の地点を結ぶ春分秋分の満潮位（D.L.+0.56メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
      - 1の地点 鳥井4等3角点（北緯35度13分00秒9561、東経132度28分20秒9761）から233度38分49秒862.95メートルの地点
      - 2の地点 1の地点から198度38分12秒、3.10メートルの地点
      - 3の地点 2の地点から108度38分12秒、176.06メートルの地点
      - 4の地点 3の地点から199度06分20秒、11.52メートルの地点
      - 5の地点 4の地点から199度02分49秒、24.88メートルの地点
      - 6の地点 5の地点から288度38分10秒、185.19メートルの地点
      - 7の地点 6の地点から341度21分50秒、39.50メートルの地点

## ウ 面積

6,774.55平方メートル

## (2) 埋立てに関する工事の施行区域

## ア 位置

大田市静間町字和江1642番2から大田市静間町字新田1638番3を経て大田市静間町字和江1642番1に至る地内及び地先公有水面

## イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とNの地点とを結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 鳥井4等3角点(北緯35度13分00秒9561、東経132度28分20秒9761)から237度15分46秒、661.50メートルの地点

Bの地点 Aの地点から198度38分10秒、31.26メートルの地点

Cの地点 Bの地点から108度38分12秒、195.54メートルの地点

Dの地点 Cの地点から198度38分12秒、40.87メートルの地点

Eの地点 Dの地点から175度10分52秒、14.31メートルの地点

Fの地点 Eの地点から155度18分37秒、10.63メートルの地点

Gの地点 Fの地点から202度53分11秒、6.32メートルの地点

Hの地点 Gの地点から245度38分22秒、15.28メートルの地点

Iの地点 Hの地点から206度43分30秒、87.53メートルの地点

Jの地点 Iの地点から201度58分22秒、53.11メートルの地点

Kの地点 Jの地点から288度38分10秒、83.63メートルの地点

Lの地点 Kの地点から198度38分10秒、90.10メートルの地点

Mの地点 Lの地点から288度38分10秒、299.40メートルの地点

Nの地点 Mの地点から341度21分50秒、399.50メートルの地点

## ウ 面積

119,079.47平方メートル

## 4 埋立地の用途

漁港施設用地(岸壁敷、漁具保管修理施設敷、道路敷、護岸敷)

## 島根県告示第554号

一級河川斐伊川水系飯梨川及び伯太川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法(昭和24年法律第193号)第14条第3項及び水防法施行規則(平成12年建設省令第44号)第2条第1項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、土木部河川課及び松江県土整備事務所広瀬土木事業所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成18年5月2日

島根県知事 澄田信義

## 島根県告示第555号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、島根県雲南県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年5月2日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 河川の名称  
一級河川斐伊川水系赤川
- 2 河川管理施設の名称又は種類  
右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置  
雲南市大東町大東下分509番5地先から同所177番4地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所  
道路管理者 雲南県土整備事務所長  
雲南市木次町里方531番地1
- 5 管理の内容
  - (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
  - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲にあるものについての維持
  - (3) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間  
平成18年3月27日から道路の存続する日まで

### 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第19号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

平成18年5月2日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施設 の 名 称 及 び 所 在 地		変 更 事 項	変 更 後
名 称	所 在 地		
奥出雲町立仁多病院	仁多郡奥出雲町三成1622番地1	施設の名称	町立奥出雲病院